

別表1（第3条関係）

ポイント制度 ポイント対象表

1. ポイントを付与する会員の活動と獲得ポイント数

	条 件	ポイント
行事	定時総会への出席(委任状提出も含む)	50
	センターが指定する研修会・講習会等への参加	50
	地域班会議への出席（上限4回まで）	50
役員	ブロック代表就任※1	100
	地域班長就任※1	100
会員紹介等	会員紹介（紹介者と紹介されて入会した会員双方に付与）※2	100
	同居登録（同一住所に居住する家族、親族、友人が会員である場合にそれぞれ付与）※3	100
	「Smile to Smile」に登録し、配分金明細書の送付を希望しない方※4	300

※1 毎年4月1日を基準日として付与します。年度の途中で変更があった場合は付与対象外。

※2 2人以上の会員から紹介された場合は、100ポイントを人数で割ったポイントを付与する（端数切上げ）

※3 センターからの事務局だよりなどの郵送物は1部となります（配分金明細書は除く）。ポイント付与は1度のみ。

※4 ポイント付与は1度のみ

2. ポイント交換できるサービスと必要なポイント

項目	必要ポイント数
年会費	1ポイント1円で計算し、500ポイント単位で利用可能